

## 第33回技能グランプリ「フライス盤」職種 Q & A

NO.	質問内容	回答内容
Q1	作業工具・測定工具類2番の芯出し用マンドレルは添付資料の工具は使用可能でしょうか。	一段のもので（コレットは除く）ストレートのピンのような形状のみ使用可とします。 例）（芯出しバー 商品名（フジツール）：CER-10、CER-32Aのようなものは可、商品名（フジツール）：SRZ-10のようなもの使用不可）
Q2	マンドレルを取り付けしているツールアダプタは切削工具類9番の10本に含まれますか。	マンドレルを取り付けるツールアダプタは、10本に含まれません。ただし、マンドレルを外して、工具をつけると1本とカウントします。
Q3	作業工具のその他としてクランプは該当しますか。添付写真のように板（ブロック）を挟むために使用できればと考えております。 	このようなクランプの使用方法は禁止とします。 マイクロメータを利用してクランプをすることも認められません。